

準備書面(4)

事件名:令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件

令和7年9月13日作成

庄原簡易裁判所 御 中

原告 高野 邦夫(コウノクニオ)

被告 津田 廣雄(ツダヒロオ)

記

始めに、準備書面(3)の補充

1. 乙第4,5号証は、「原告が郵便物を受取拒絶したという合法的事実を証するだけのもの」で重要ではない。⇨しかし民法第97条1項によれば、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」と規定している。この原則は普通郵便物(媒体)を受取拒絶した場合にも適用されると解されるが、乙第4,5号証の内容物は「単なる供託書(事実)」で、意思表示の通知ではない。
2. かくして乙第4,5号証は、原告に対し「無意味な物を郵送した事実」を証明するだけである。

★民法第九七条(意思表示の効力発生時期等)

- 1 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- 3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)